

プログラム著作物登録制度に関する 「同一性証明」制度に係る政令改正について

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案」及び「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案」の概要（施行期日：令和3年6月1日）

文化庁著作権課

1. 改正の趣旨

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」（令和2年法律第48号）により改正された「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」（以下「新法」という。）において、**自らが保有する記録媒体に記録されたプログラムの著作物がプログラム登録がされた著作物であることの証明（同一性証明）を請求することができる制度**が創設（新法第4条）。その施行期日を定める政令の整備を行うとともに、政令に委任された事項に関する規定を整備。

2. 改正の概要

（1）同一性証明の請求手続

- 新法第4条第1項では、同一性証明に係る手続について政令に委任
- その手続として、請求に係るプログラムの著作物が記録された記録媒体に添えて提出する書類を定める。
 - ・ 同一性証明の請求書（①請求者の氏名及び住所等、②代理人により請求するときは代理人の氏名及び住所等、③登録プログラム著作物の登録番号を記載）
 - ・ 添付書類（利害関係を有することを疎明する資料、代理人の権限を証明する書類）
- 同一性証明の請求者が提出するプログラムの著作物の記録媒体は、磁気ディスクであって、記録されたプログラムの著作物の改変の防止又は抑止の措置が講じられているものとする。（当該措置の具体的内容は省令に委任）

（2）文化庁長官（指定登録機関）による証明手続

- 文化庁長官（指定登録機関）は、同一性証明をした場合には、請求者に証明書を交付するとともに、請求時に提出されたプログラムの著作物の記録媒体又は記録媒体を封入した包装若しくは容器に一定の表示を付して返送することとする。（当該表示の具体的な方法については文部科学省令に委任）
- 同一性が認められなかった場合には、請求者にその旨通知することとする。

（3）同一性証明に係る手数料の額

- 新法第4条第2項では、同一性証明の手数料の額について政令に委任
- 登録されたプログラムの著作物の記録媒体がマイクロフィルムである場合と磁気ディスクである場合とで同一性証明に要する費用が異なることから、手数料を分けて規定する。
 - ①磁気ディスクの場合 請求1件につき、31,100円
 - ②マイクロフィルムの場合
請求1件につき、31,100円+省令で規定する単価額×マイクロフィルムの数+30,000円

プログラム著作物登録制度に関する 「同一性証明」制度に係る省令改正について

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する
省令案」の概要（施行期日：令和3年6月1日）

省令の改正概要

（１）同一性証明に係る様式等

同一性証明の請求書は所定の様式により作成するものとする。また、請求書及び添付書面は日本語で書かれるものとし、添付書面（他国機関発行の証明所等）が外国語の場合には翻訳文を添付する。

（２）同一性証明の請求時に提出する磁気ディスクの改変を防止等するための措置

政令改正の概要 2. （１）の改変の防止又は抑止の措置 = 上書き不可とする処理を講じる（CD-R等での提出）

（３）同一性証明の請求者に返送する記録媒体等に表示を付す方法

政令改正の概要 2. （２）により記録媒体を返送する際は、①登録されたプログラムの著作物の登録番号、②同一性証明の請求者の氏名又は名称、③同一性証明請求の年月日、④同一性証明を行った年月日を記載した書面を記録媒体等に貼り付けることとする。

（４）登録されたプログラムの複製物がマイクロフィルムに記録されている場合の同一性証明に係る手数料

政令改正の概要 2. （３）②のマイクロフィルム1つ当たりの単価額は次の表のとおりとする。（※マイクロフィルムには様々な種類があるが、著作権登録に使われた実績があるのはシート状のA6版マイクロフィッシュのみのため、単価もマイクロフィッシュについてのみ規定する。）

マイクロフィッシュの枚数	単価額
50枚までの部分	4,000円
50枚を超え250枚までの部分	1,000円
250枚を超える部分	500円

また、同一性証明に係る手数料は、登録手数料と同様に、指定登録機関（※）の登録事務規程で定めるところにより納付するものとする。

※プログラム登録に関する手続きは、文化庁では直接行っておらず、一般財団法人ソフトウェア情報センター（略してS O F T I Cといいます。）を指定登録機関として指定し、業務を委任しており、新制度に係る業務もあわせて委任することとなる。

（５）プログラムの著作物が複製されたマイクロフィルムの種類

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令第1条のマイクロフィルムについてはA6判マイクロフィッシュのみとする。

（６）指定登録機関に備える帳簿の記載事項

新法第18条第1項において、指定登録機関は帳簿を備え、文部科学省令で定める事項を記載しなければならないこととされているところ、プログラムの登録事務に係る事項のほか、同一性証明に係る事項を帳簿記載事項に加えることとする。

（７）その他

所要の規定の整理を行う。